

平成24年度第1回文京区景観審議会での主な意見と対応について

1 平成24年度第1回文京区景観審議会での主な意見と対応について

	景観審議会での主な意見	対応		
<p>安全性について</p>	<p>p.42 の「歩いていて心地良いまち並み」について、心地良いということの根底として、安全性を感じるということも大事だと思う。安心・安全に関することが、景観計画に盛り込めないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 千川通り沿いのマンションなど、マンションのベランダや窓から物が落ちてくると危険である。</li> <li>• 自転車と歩行者の棲み分けについて、歩道や車道をどうするかについては、区全体で考えなければいけない論点のひとつである。</li> <li>• 建物や塀の角というのは、犯罪の少ないまちづくりという観点から重要なポイントであり、建物が引っ込んでいたり、塀が低かったりすると、景観的にも心地良い。</li> <li>• 崖の下に住んでいる人にとって、崖上に建つ建物は高層マンションと同じような感覚であり、窓やベランダが崖に接近していると、心地良さはかけ離れていく。</li> </ul>	<p>安全性については、非常に重要なものであると考えており、景観とは別の計画や整備の手法などによって確保していきます。</p>		
<p>歴史・文化的建造物等基準の対象範囲について</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>• 明治神宮と表参道のように、寺院や文化財、史跡などとまち並みがうまくマッチングして発展して、商店の誘導やまちの活性化などができたらいいと思う。歴史・文化的建造物等基準の対象範囲を、50mよりももっと広げてもいいのではないか。</p> <p>• 50mという範囲は妥当だと思うが、「原則とする」など例外もあるということが必要ではないか。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>• 景観計画は必要に応じて見直していくものなので、まずは策定する段階では、できることからやっていって、次第に厳しくしてもいいのではないか。</p> <p>• 戦略的に、歴史的な建造物を生かして商業の活性化などのまちづくりをしていくという方針を立てる場合には、この景観計画では、重点地区において進めていくものだと思う。すべての歴史的な建造物について範囲を広げていくと、延々と広がってってしまうので、戦略的に少しずつ進めていくのが良いと感じた。</p> </td> </tr> </table>	<p>• 明治神宮と表参道のように、寺院や文化財、史跡などとまち並みがうまくマッチングして発展して、商店の誘導やまちの活性化などができたらいいと思う。歴史・文化的建造物等基準の対象範囲を、50mよりももっと広げてもいいのではないか。</p> <p>• 50mという範囲は妥当だと思うが、「原則とする」など例外もあるということが必要ではないか。</p>	<p>• 景観計画は必要に応じて見直していくものなので、まずは策定する段階では、できることからやっていって、次第に厳しくしてもいいのではないか。</p> <p>• 戦略的に、歴史的な建造物を生かして商業の活性化などのまちづくりをしていくという方針を立てる場合には、この景観計画では、重点地区において進めていくものだと思う。すべての歴史的な建造物について範囲を広げていくと、延々と広がってってしまうので、戦略的に少しずつ進めていくのが良いと感じた。</p>	<p>歴史・文化的建造物等基準の対象範囲を外れたものでも、景観上良い建築物等になるよう、一般基準で規制をかけており、歴史・文化的建造物等基準は、建造物等との調和や建造物等からの見え方などについて、さらにプラスの基準をかけているという考えです。</p>
<p>• 明治神宮と表参道のように、寺院や文化財、史跡などとまち並みがうまくマッチングして発展して、商店の誘導やまちの活性化などができたらいいと思う。歴史・文化的建造物等基準の対象範囲を、50mよりももっと広げてもいいのではないか。</p> <p>• 50mという範囲は妥当だと思うが、「原則とする」など例外もあるということが必要ではないか。</p>	<p>• 景観計画は必要に応じて見直していくものなので、まずは策定する段階では、できることからやっていって、次第に厳しくしてもいいのではないか。</p> <p>• 戦略的に、歴史的な建造物を生かして商業の活性化などのまちづくりをしていくという方針を立てる場合には、この景観計画では、重点地区において進めていくものだと思う。すべての歴史的な建造物について範囲を広げていくと、延々と広がってってしまうので、戦略的に少しずつ進めていくのが良いと感じた。</p>			

<p>基準の実効性について</p>	<p>小規模で届出義務がない建築物等の場合、その建築物等の景観を変更して欲しいなどの要望を出す手続があるのか、基準の実効性がどこまであるのかについて伺いたい。</p>	<p>届出義務がある一定規模以上の建築物等については、基準に適合しない場合には勧告や変更命令を出せますが、一定規模を下回るものについては、これらの勧告等の対象とはなりません。</p> <p>しかし、本計画やガイドラインなどは、建築を計画される方や周囲の方に、良好な景観づくりについて考えていただける材料になると考えています。</p>
<p>遠景について</p>	<p>どのぐらいまでの景観を考えているのか、遠くに見えるものまでも含めて景観と考えるビジョンがあるのかどうかについて伺いたい。</p> <p>橋や富士山など遠方にあるものと近くにある建物が一体となって愛すべき景観がつけられている。例えば東大赤門の後ろに高層ビルが見える場合など、遠くにある建物であっても愛すべき景観の中に見えるのであれば、対象にすべきではないか。</p>	<p>坂道基準や幹線道路等基準にあるように、基準では、突き当たり等に見える建物や樹木を「アイストップ」という語を用いて、ある程度の距離で見えるものを着実に規制・誘導していく考えです。</p> <p>また、歴史・文化的建造物等の背景として見える可能性のある遠方の大規模建築物については、一般基準の形態・意匠・色彩の1の基準を柔軟に運用しながら配慮を求めていく考えです。</p>
<p>景観特性の重なりについて</p>	<p>景観特性の重なりを見られる地図があると良い。</p>	<p>資料編に掲載する予定です。</p>
<p>「はじめに」について</p>	<p>p.3について、景観行政団体についての説明と景観行政団体移行のメリット等を区民が分かりやすく理解できるようにして欲しい。</p>	<p>修正しました。 ■p.3</p>
<p>景観形成重点地区について</p>	<p>現在、根津において景観形成重点地区のモデル地区として進めているが、いつ「モデル」が取れて正式な地区となるのか、また、根津に対して今後どのような方向性で考えていくのか伺いたい。</p>	<p>根津については、景観だけでなく防災上の安全性も重要であることから、景観を契機にまちづくりを進めていきたいと考えております。</p> <p>現在は、基準の作成に向けて地区住民と検討しております。</p>

諸外国での事例について	諸外国が景観を守ってきた前例があり、景観法の制定に至ったと思うので、日本でも今まで遅れた分取り戻す意味があるということ、ある程度告知してもいいのではないかと。	諸外国に関する記述を加えました。 ■p.3
広告物について	道路上の看板やのぼりなどの広告は、道路交通法違反ではないか。看板などの簡易なものについては、遡及的效果を認めて取り締まっていてもいいのではないかと。	法ができる前に看板をつくられた方は、法施行後すぐに変えなければならなくなってしまうので、建築物と同じように既存不適格という扱いにして、次第にきれいになっていくという効果を求めるしか、うまく着地できないのではないかと。 (清水会長代理)
緑について	個人で良好な樹木や庭を管理している人に補助を出すなど、緑の納税制度のようなものをやってもいいのではないかと。	文京区みどりの保護条例に基づき、樹木等の所有者の申請により、維持管理に要した費用の一部を助成しております。  緑については、別のしかるべき場所で議論した方が充実すると思う。(岸田会長)
低層住宅地基準について	低層住宅地基準の目標について、「接道部に緑を増やす工夫をするなど・・・」の部分が削除された。低層住宅地では、塀がなく、敷地の境に建物が建つ状況が増えており、好ましくないように思うので、削除部分を復活させていただきたい。	接道部分だけではなく、すべてにわたって緑化するという意味で、より広がったという理解でいる。p.55の景観形成基準において、「道路に面する部分においては緑化を図る」とより詳しく記述しているということで、悪くなったという訳ではないと考える。  また、建物のセットバック等を規制するには、地区計画等をつくらないと、現段階ではそこまでは難しいのではないかと。(清水会長代理)

<p>広域景観について</p>	<p>広域景観の概念について、もう少し盛り込めないか。</p>	<p>第7章の「東京都及び隣接区との連携」(p.105)において、情報交換を行いながら連携して景観形成を推進していく旨記載しております。</p> <p>本計画の区域は文京区全域としており、広域的な景観誘導については、東京都で検討するものと考えております。</p> <p>根津と谷中など、区をまたいで連続性のある景観が見られる場合においては、個別に関係区と連携・調整していくこととしております。</p>
<p>用語について</p>	<p>幹線道路等基準について、「後背地からの見え方にも配慮する」の意味が分かりづらい。</p>	<p>幹線道路沿いに建つ建物を、後ろにある住宅街から見たときの見え方について記述しています。例えば、建物の裏側に非常階段や配管などをむき出しにしないように配慮を求めていく考えです。</p>
<p>再開発等について</p>	<p>今後、再開発や総合設計のビルが建つ場合、基準はどこまで適用されるのか。都市計画決定されたものに対して指導することはできないか。</p>	<p>都市開発諸制度が適用されるものについても、一定規模以上のものは届出対象となり、基準が適用されることとなります。</p> <p>現在進められている春日・後楽園駅前地区地区計画内の再開発事業については、建築物の意匠や色彩などが決まり次第、協議していきます。</p>
<p>区民・事業者の定義について</p>	<p>p.103 について、区民に法人も含まれるのではないか。区民と事業者の定義が曖昧である。</p>	<p>「文の京」自治基本条例をベースに、区民等・建築行為等を行う事業者の定義を明確にし、併せて、第7章において役割を加筆しました。 ■p.2、p.103</p>
<p>その他</p>	<p>p.89 の表の文化財庭園等景観形成特別地区基準の中の「のみ」という表現は、ニュアンス的に緩いような印象を受けるので、変更したほうが良いのではないか。</p>	<p>「のみ」を「が対象」に変更しました。 ■p.89</p>